

お問合せ先

■「ひろしまLMO」に関する内容については、コミュニティ再生課又は区の地域起こし推進課へお問い合わせください。

課 名	電話番号 (FAX)	住 所	E-mail
企画総務局地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2867 (FAX:082-504-2029)	中区国泰寺町一丁目6番34号	community@city.hiroshima.lg.jp
中区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	中区国泰寺町一丁目4番21号	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	東区東蟹屋町9番38号	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	南区皆実町一丁目5番44号	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	西区福島町二丁目2番1号	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	安佐南区古市一丁目33番14号	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	安佐北区可部四丁目13番13号	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	安芸区船越南三丁目4番36号	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区市民部地域起こし推進課	082-504-2546 (FAX:082-541-3835)	佐伯区海老園二丁目5番28号	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

■ 設立時助成金や運営助成金、一括交付金の詳細については、広島市社会福祉協議会にお問い合わせください。

課 名	電話番号 (FAX)	住 所	E-mail
広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域連携支援担当	082-236-6175 (FAX:082-264-6413)	南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま6階	renkei@shakyohiroshima-city.or.jp

＼ 大好きなひろしまを！ みんなで創ろう！！ ＼



登録番号 / 広00-0000-000

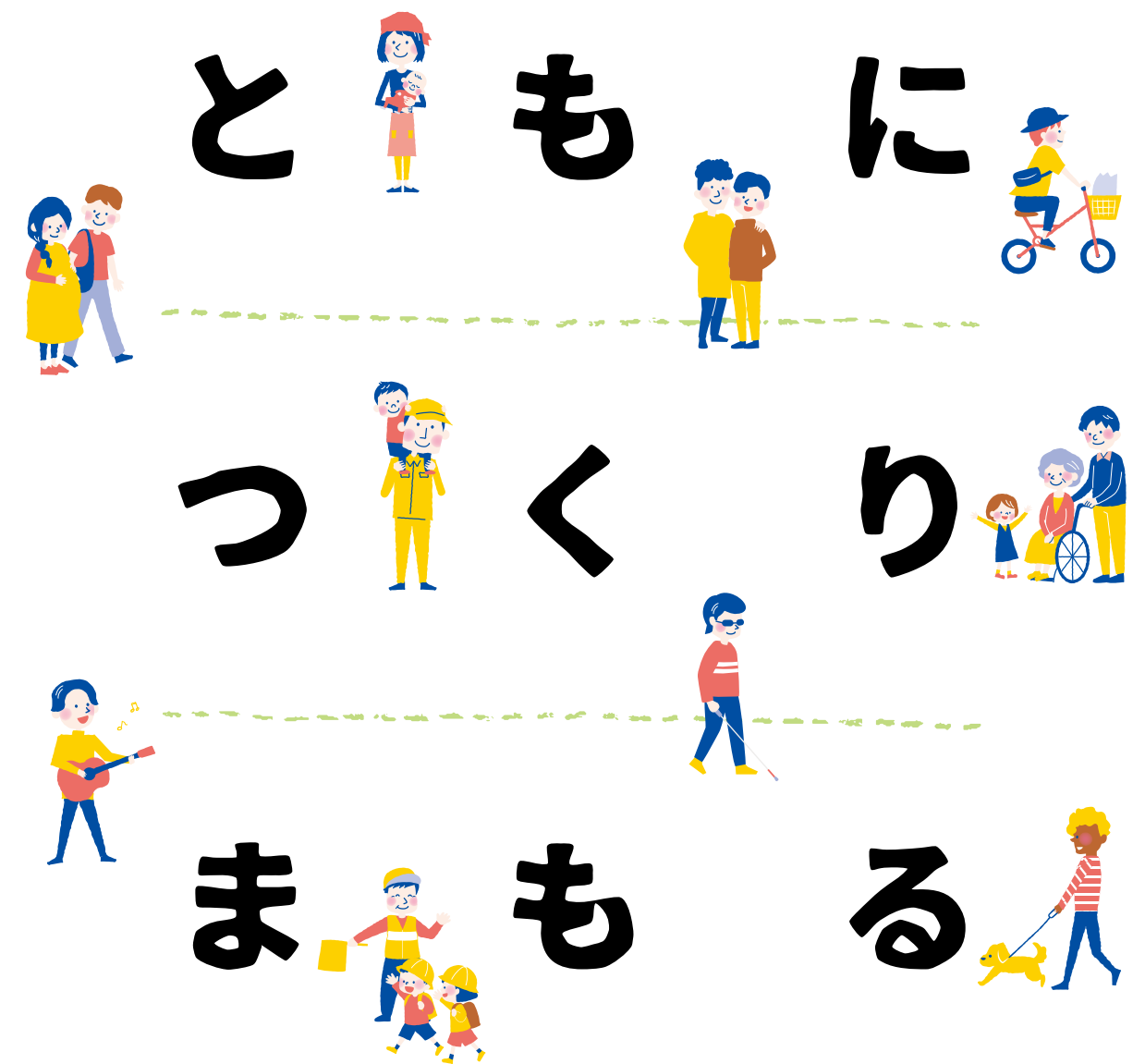
名 称 / 持続可能な地域コミュニティの実現に向けたガイドライン

主 管 課 / 広島市企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課

〒730-8586

所 在 地 / 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL:082-504-2867

発行年月 / 令和7年(2025年)7月



～ 自分たちのまちは自分たちで創り、守る ～

持続可能な地域コミュニティの 実現に向けたガイドライン

令和7年7月

このガイドラインについて

人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織ひろしまLMO（エルモ）を基盤とした市民主体のまちづくりを推進しています。

本ガイドラインは、LMOをこれから設立したいと考えている地域の方には、どのような点に留意しながらLMOづくりを進めていけばいいかを、既にLMOの運営をしている地域の方には、LMOの運営を持続的かつ適正なものにするためのポイントやヒントなどをお示しする内容としています。

本ガイドラインに基づき、市民、地域団体、事業者など地域に関わる多様な主体が、それぞれの役割を意識しながらLMOを基盤とした市民主体のまちづくりに取り組んでいただくことにより、市街地や住宅団地、中山間地域などあらゆる地域で生活する住民が、それぞれのライフスタイルに合わせて元気にいきいきと活動でき、それぞれの地域で互いに支え合いながら、たおやかに、おだやかに暮らしていくことができる持続可能な地域コミュニティを実現していきたいと考えています。

はじめに 地域コミュニティを活性化するために

01

第1部 基礎編

- 1 共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる「ひろしまLMO（エルモ）」 03
- 2 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた「ひろしまLMO」の役割と市の責務 05
- 3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の取組 07
- 4 本市施策の基本方針 10

第2部 実践編

- 1 ひろしまLMOの設立
LMOの設立に向けた基本的な流れ 11
ステップ0 ～地域の魅力や課題の共有～ 13
ステップ1 ～話し合いの場の設置・地域の機運醸成～ 15
ステップ2 ～準備委員会での検討～ 19
ステップ3 ～LMOの設立～ 29
- 2 ひろしまLMOの持続的な運営
(1) 地域への周知等を図るために 31
(2) 活動を持続させていくために 33
(3) 適正な運営を確保するために 43

おわりに 持続可能な地域コミュニティの実現に向けて

47

資料編

- 1 指定地域共同活動団体制度 49
- 2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例 52
 - (1) 条例制定の意義 52
 - ポイント1 ひろしまLMOは地方自治法と条例に基づく団体となります
 - ポイント2 ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます
 - ポイント3 ひろしまLMOになることのメリットが増えます
 - (2) 条例の構成 52
 - (3) 条例の解説 53
- 3 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例 施行規則 57



はじめに 地域コミュニティを活性化するために

1. 地域コミュニティの現状

地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等の地域コミュニティは、これまで文化・スポーツ、観光・交流、伝統文化などの活力とにぎわいを創出するとともに、福祉、子育て教育、環境・美化、防災、防犯、交通安全などの地域における安全・安心な暮らしを支えるなど、国際平和文化都市を都市像に掲げる本市の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、地域では、少子高齢化や単身世帯の増加などの家族単位の縮小、労働環境や生活環境の変化といった様々な社会的要因の変化により、市民のこれまでの地域コミュニティへの参画意欲を減少・喪失させ、担い手不足による地域活動の停滞をはじめ、地域コミュニティの存続自体が危ういものになっていくことが懸念されています。



2. これから求められる地域コミュニティ

人々の価値観や生活様式の変化とともに、地域が抱える課題が多様化し、これまでの行政主導型の公共サービスだけでは課題への対応が難しくなっており、一人一人が自らの課題解決のために行動する「自助」や行政による「公助」に加えて、地域の多様な主体が支え合いながら行動する「共助」※の取組がこれまで以上に求められています。

「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」という基本的な考えの下、「共助」の精神に基づく市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。



※共助とは、広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいいます。

3. 地域コミュニティ活性化ビジョンの策定

地域コミュニティの現状を踏まえ、住民同士が支え合い、安全・安心に暮らすことができる地域を創り、持続可能な地域社会の実現を図るため、令和4年2月に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」(以下「ビジョン」といいます。)を策定しました。

ビジョンでは、地域の関係者が、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを進めることができるよう、地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会等が中心となり、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら、おおむね小学校区を活動範囲とし、小学校区内の全ての住民を対象に活動する、新たな地域コミュニティ、すなわち「**ひろしまLMO(エルモ)**」づくりを提案しています。



▲令和4年(2022年)2月に発行された広島市地域コミュニティ活性化ビジョン

4. 条例の制定

令和6年9月26日に施行された改正地方自治法において、住民が地域において日常生活を営むために必要な共同活動を行う地縁による団体等を、市町村が「指定地域共同活動団体」として指定することができる制度(指定地域共同活動団体制度)が創設されました。

これにより、地域における共助の仕組みによって、地域課題の解決に向け官民が連携して活動する枠組みとその活動の主体となる団体の法律上の位置付けが明確になりました。

こうした国の動きを踏まえ、本市では指定地域共同活動団体の制度を活用し、**「ひろしまLMO」への支援を一層充実させる**ことにより、地域における**多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現**を目指すために、令和7年3月に新たに「**広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例**」を制定しました。

第1部——基礎編

第1部 — 基礎編 —



本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動（特定地域共同活動）を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

▶ 指定の要件の詳細は「資料編」→P49

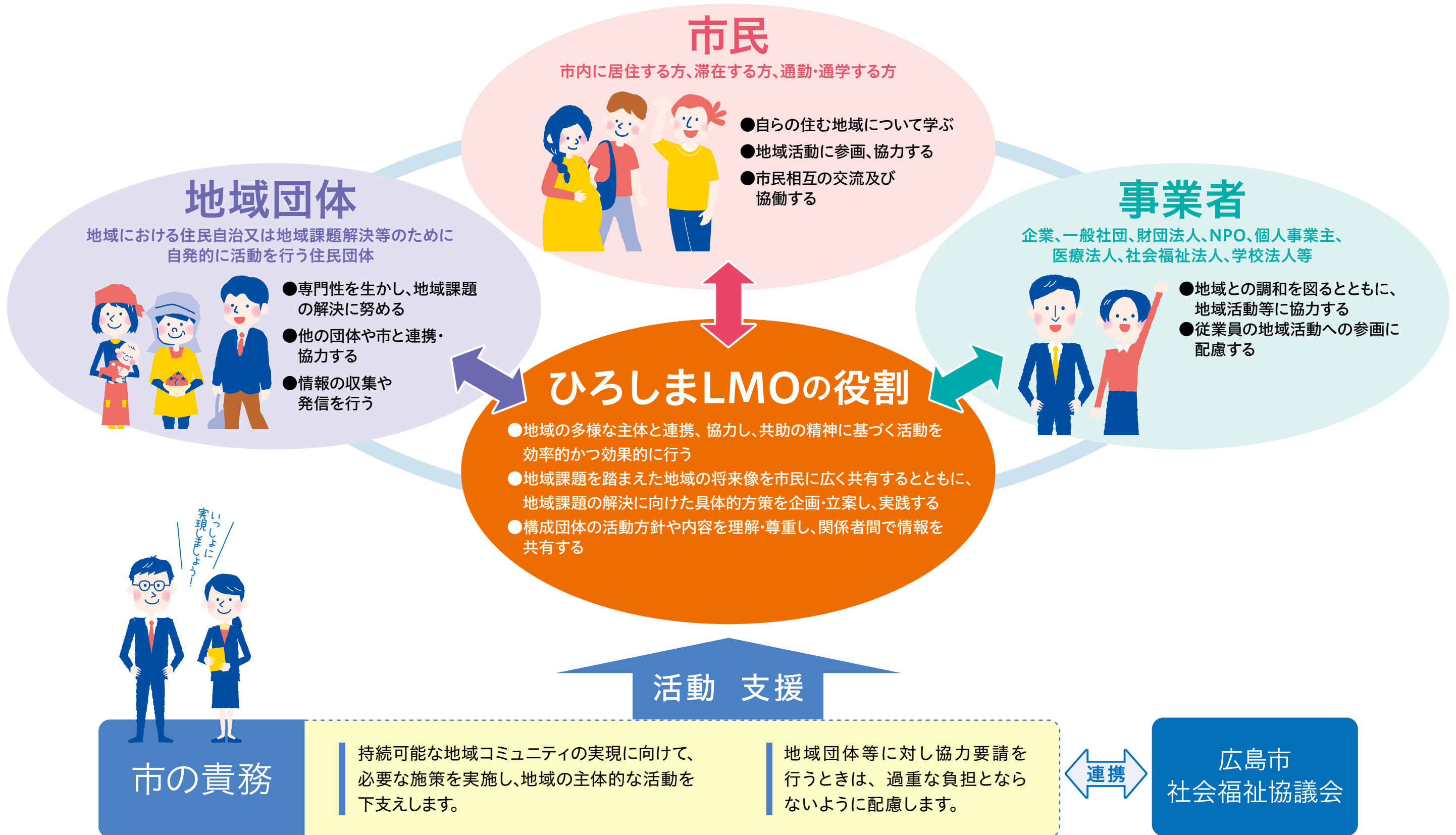
(1) 自主防災会 (5) 女性会 (9) 子ども会育成協議会
(2) 防犯組合 (6) 老人クラブ (10) 青少年健全育成連絡協議会
(3) 体育協会 (7) 地域活動連絡協議会 (11) 公衆衛生推進協議会
(4) 民生委員児童委員協議会 (8) 母子寡婦福祉会 (12) PTA

(1) 地域住民の生活支援に資する活動	(9) 地域の防犯に資する活動
(2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動	(10) 地域の交通安全に資する活動
(3) 地域住民の交流促進に資する活動	(11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
(4) 地域住民の生涯学習に資する活動	(12) 地域の魅力の向上に資する活動
(5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動	(13) 地域課題等の把握に資する活動
(6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動	(14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
(7) 地域の実生活環境の整備又は美化に資する活動	(15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動
(8) 地域の防災又は減災に資する活動	

やるほど!
みんなで作る
チームLMOか!

2 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた「ひろしまLMO」の役割と市の責務

自分たちのまちは自分たちで創り、守る



3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の取組

各主体は次のとおり地域の実情に応じた取組を工夫しましょう。

市民

市民は、地域コミュニティの一員として、地域への理解と関心を深めるため、積極的かつ継続的に自らの住む地域について学ぶよう努めることが望めます。また、自主的かつ積極的に地域活動に参画、協力し、市民相互の交流及び協働に努めることが望めます。



行動しよう！

地域イベントや活動に積極的に参加し、地域でのつながりを作しましょう。

外国人、一人暮らし、つながりのない人などにも声をかけ、隣人同士の助け合いを進め、地域の絆を強めましょう。

ポイント

- ・自分の住む地域に関心を持ち、地域の課題を自分ごととして捉える。
- ・自分が感じる課題を地域の人々と共有する。
- ・地域の10年後、20年後の姿をイメージする。

地域団体

地域団体は、その活動する分野における知識や専門性を生かし、地域課題の解決に努めることが望めます。また、地域課題の解決のため、他の団体や市と連携・協力するとともに、情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めましょう。



行動しよう！

地域のイベントの企画・運営をし、地域住民の参加を促進しましょう。

定期的に会議を開き、地域内の課題解決に向けて議論しましょう。

ポイント

- ・地域の重要な活動を次世代につないでいくために、各団体が連携して協力する。

事業者

事業者は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、地域コミュニティの一員としての認識を持ち、地域との調和を図るよう努め、従業員の地域活動への参画に配慮するよう努めることが望めます。

また、地域において行われる地域活動及び地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めるものとします。

行動しよう！

地域の一員としての意識を持ち、地域とつながりましょう。

地域活動を持続可能なものにするために、地域活動に参画、協力しましょう。

地域コミュニティと関わることの重要性を従業員にも周知し、従業員も地域活動に参画しましょう。



ポイント

- ・社会情勢が変化する中で、その時々で必要な地域貢献を考える。
- ・地域を支えるだけでなく、事業者や従業員が地域貢献から学ぶ姿勢を持つ。



各主体の取組については、市民、地域団体、事業者が参加したワークショップでの意見等を基にした「各主体の役割」を前提にしています。

●ワークショップ概要

- 【開催日】令和6年3月23・24日、5月18・19日
- 【会場】広島大学東千田キャンパス SENDALAB 他
- 【内容】地域コミュニティを持続可能なものにするためにわたしたちがすべきことなど



詳細はこちら



3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の取組

ひろしまLMO

LMOは、地域課題を解決していくために、地域の多様な主体と連携・協力し、共助の精神に基づく活動を効率的かつ効果的に行う必要があります。そのために、まずは、その構成団体がそれぞれの活動を円滑に、かつ、効果的に行うことができるよう、構成団体の活動方針や内容を理解・尊重し、関係者間でこれらの情報が相互に共有されるようにする必要があります。

その上で、地域課題を踏まえた地域の将来像を市民に広く共有するとともに、地域課題の解決に向けた具体的方策を企画、立案し、それを実践していく必要があります。



具体的な取組

地域の魅力や課題を把握し、みんなで共有しましょう。

まちづくりの中長期的な計画を立て、計画的に活動を行いましょう。

関係者間で連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。

活動拠点を設け、他の地域団体との交流及び情報交換の機会を増やしましょう。

誰でも気軽に集まれる拠点づくりに取り組みましょう。

透明性が高く、民主的な運営を行いましょう。

SNSなどを活用して、効果的な情報発信を行いましょう。

地元企業や大学などとも連携して、活動の幅を広げましょう。

ポイント

- ・地域の多様な主体と連携・協力する組織として、住民からの信頼を保持するために民主的で透明性の高い運営を行う。
- ・小学校区内の人材とともに、外部人材も活用する。

4 本市施策の基本方針

市は、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、次のような基本方針に基づき、施策を実施していきます。また、施策の実施に当たり、地域団体等に対し協力要請を行うときは、市内部の関係組織で周到に調整を行い、当該地域団体等の過重な負担とならないように配慮します。

基本方針

二次元
コード

地域コミュニティ 全般

- 地域コミュニティの重要性について、必要な情報発信及び啓発を行います。

地 域 団 体

- 地域団体による相互の連携を促進します。
- 地域団体に対し地域活動の場を提供します。
- 地域団体に対し必要な情報を提供します。
- 地域団体の新たな担い手となり得る人材を育成します。
- 地域団体が行う当該団体への加入促進活動を支援します。

ひろしまLMO

- LMOの設立・運営に関して、情報の提供や助言、設立・運営資金の助成などの必要な支援を行います。
- LMOの自立的な活動を促進するため、LMOの自主財源の確保に必要な支援を行います。

企業・現役世代

- 企業等で働く現役世代が、地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを促進するために必要な措置を講じます。

市職員・市の体制

- 市職員に対し、地域コミュニティに関する研修を行うとともに、地域活動への主体的な参画を促進します。
- 市の関係部局等が連携して地域コミュニティの活性化に関する施策の検討を行う体制を整えます。

1 ひろしまLMO(エルモ)の設立

LMOは地域の多様な主体が参画できるようにするための団体です。設立しようとする場合は次のステップに沿って検討を進めてください。
 なお、記載しているステップは、あくまでも標準的な進め方ですので、地域の皆さんで話し合い、地域の実情に応じた進め方をすることもできます。

LMOの設立に向けた基本的な流れ



1 ひろしまLMOの設立

ステップ：0

～地域の魅力や課題の共有～

住んでいる地域のいいところや困っているところをご近所の人と話し合ってみましょう。

中山間地域

- 豊かな自然
地域内での助け合い
- × シカやイノシシなどによる被害
過疎化、空き家の増加
買い物や交通が不便



住宅団地

- 子育てや教育環境が良い
ご近所との助け合い
- × 高齢化による空き家の増加
バスの減便



市街地

- 買い物や交通が便利
- × こどもを遊ばせる場所がない
隣近所の交流がない



私たちのまちには
ステキなところ
がたくさんあるよね！



でも、こんなことに
困っているんだね
どうしたらいいかな？

ステップ:1 ～ 話合いの場の設置・地域の機運醸成 ～

地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心となって、地域の各種団体などへ参画を呼び掛け、話合いの場を設置した上で、LMOの設立に向けた機運醸成とともに、地域の現状・課題の把握に取り組みましょう。

① 話合いの場の設置

→P16

LMOの設立に向けて、地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会の会長等が中心メンバーとなって、地域の各種団体の代表者を始め、現役世代や子育て世代の方にも参加を呼びかけ、話合いの場を設置しましょう。

② 機運醸成

→P17

設置した話合いの場では、LMOのことを知るための説明会や勉強会を開催しましょう。各種地域団体の役員の方などが中心となって、LMOとはどのような団体で、こういった活動を行うのか、地域で話し合い、地域全体で「LMOが必要だ」という機運を醸成することが大切です。また、既にLMOを設立した地域を視察して、LMOの立上げのノウハウを学びましょう。

③ 地域の現状・課題の分析

→P18

広く地域住民等から地域全体の課題や意見を聴きとりながら、地域の状況や課題を分析しましょう。

ステップ:2 へ →P19

① 話合いの場の設置

取組事例

若手が中心となったLMOづくりの検討

(安芸区中野学区)



中野学区では、連合町内会の会長が「これからは若い世代がまちづくりをしていく番だ」と、町内会やPTAなどに声をかけ、30～40歳の有志にLMOづくりを委ねました。任された若い世代の有志は、自分たちがこれからも住み続けたいまちづくりを実現していくために、何度もワークショップを開催し、徐々に話合いの場への参加者を増やしながら、LMOづくりを進めています。

なるほど！
若い世代にお願い
するのも手じゃな！



行政等の伴走支援

■ LMOづくりを考える際、区役所や市・区社会福祉協議会の職員が地域に出向き、LMOづくりの説明や皆様からの質問にお答えします。また、話合いの場の結果を踏まえて、その地域にあったLMOづくりの進め方を提案します。



市民の方は

話合いの場やワークショップに積極的に参加しましょう。ワークショップなどに参加することで、知り合いも増え、住民同士のつながりが深まります。地域の話合いには、積極的に参加しましょう。

地域団体の方は

地域でLMOの検討をスタートするに当たっては、地域団体がリーダーシップをとっていくことが求められます。特に地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会が協力し合って、他の地域団体などを巻き込みながら、地域の機運醸成を図っていきましょう。各種地域団体は、LMOへの理解を深め、LMOに参画しましょう。

事業者の方は

話合いの場やワークショップには、事業者も積極的に参加しましょう。事業者も地域の一員です。地域をよりよくするためにどのようなことが必要かなど、事業者の視点で意見を出してみましょう。

2 機運醸成

取組事例

「広島市LMOづくりサポート事業」を活用して LMOづくりの機運アップ (佐伯区五月が丘学区)

LMOの設立に興味を持っていた佐伯区五月が丘学区では、「広島市LMOづくりサポート事業」を活用して、ほことり総合企画 LMO 広島 (安芸区中野東学区)の活動拠点を訪問し、LMO 設立に向けた意見交換や活動拠点の見学を行い、LMO づくりの機運がアップしました。



参加者の声



意外と負担なく
LMOの運営ができそう
だと感じました。



本事業をきっかけに、
LMOの運営などを相談できる関係を
築くこともできました。



学区内の
各種団体の
連携方法や活動拠点
の使い方の具体的な
イメージを持つことが
できました。

行政等の伴走支援

広島市LMOづくり サポート事業

■ 本市では、LMOの円滑な設立を支援するため、LMOの設立を検討する地域がLMOを見学したり、LMO会長等を地域に派遣する事業を行っています。

詳しい内容や申し込み方法などはこちら



3 地域の現状・課題の分析

取組事例

全世帯アンケートの結果を踏まえた 地域課題解決の取組 (安佐北区大林学区)

大林学区地域運営委員会では、地域の現状と課題を把握するために、安佐北区の広島文教大学と連携して、地域の課題に係る全世帯アンケートを実施しました。このアンケートの実施に当たっては、同大学の学生が、アンケート調査項目の作成やアンケート結果の分析に携わりました。

このアンケートの中で、若い世代から「地域の交流スペースがほしい」との意見が多く寄せられたことを踏まえ、地元企業が所有する施設を無償で借り受けて、こどもから高齢者までの全世代がつながる交流施設「コミュニケーションスペース (ルリエん)」を開設しました。ここでは、毎週様々なイベントが実施され、地域の交流の拠点となっています。

また、アンケートに協力した広島文教大学の学生は「ルリエん」で行われる SNS の勉強会や折り紙教室などに参画し、地域住民との継続的な交流を行っています。



どんな課題があるか
丁寧に調べることが
大事なね!



地域の現状・課題を知るための手法

ワークショップ

みんなで意見を出し合い、意見や提案をまとめる手法です。地区の様々な年代の方が集まり、地域の魅力や課題を考えてみましょう。

アンケート調査

話合いの場 (ワークショップなど) に参加しない (できない) 人の意見を汲み取る方法として、住民アンケートの実施も検討してみましょう。アンケートは実施や集計に時間と人手がかかるので、近隣の大学や民間企業などに協力してもらうなど効果的にアンケートを実施できる方法を検討してみましょう。

アンケート用紙のひな形などはこちら

二次元
コード



行政等の伴走支援

■ アンケートを実施する際の項目等について、職員も一緒に考えます。また、ワークショップを実施する際にまちづくりコーディネーターの専門的な知識が必要な場合は、無料で派遣することも可能です。

ステップ:2 ～ 準備委員会での検討 ～

LMO を設立するためには、まちづくりに関する中長期的な計画書や事業計画・予算、代表者・役員、活動拠点など、多くの事項を検討する必要があります。準備委員会を立上げ、これらの事項を検討していきましょう。

① 準備委員会の立上げ →P20

② 取組内容の検討 →P20

③ まちづくりに関する中長期的な計画書案の作成 →P23

④ 事業計画書案の作成 →P24

⑤ 収支予算書案の作成 →P24

⑥ 代表者・役員候補者の選任 →P25

⑦ 活動拠点及び事務局体制の検討 →P27

⑧ 名称の検討 →P28

⑨ 規約案の作成 →P28

ステップ:3 へ →P29

① 準備委員会の立上げ



準備委員会の概要

構 成 員：話し合いの場のメンバーを中心に、多様な主体の連携の観点から、テーマ性のある活動を行う NPO、協同労働団体、企業、商工会、公民館、学校、住民有志、地域外の人材など新たな主体の参画を促しましょう。

人 数：10 ～ 20 名程度

役 員：委員長、副委員長を置き、任期は LMO の設立までにします。

委 員：各種地域団体等から1～2名ずつ選出することが望ましいです。

② 取組内容の検討

ステップ1の③で把握した地域の課題等を基に、地域の将来像の実現に結び付く取組や今地域で取り組むべき活動など、重要度や緊急度などを考慮しながら取組の内容を検討してみましょう。

Q & A

Q：LMOの活動は条例で決められた活動(特定地域共同活動)しかできないのですか？

A：LMOの指定を受けるためには、条例第3条第1項に掲げている15区分の活動(特定地域共同活動の分類と活動事例は次ページ)のいずれかを行う必要がありますが、LMOで禁止されている活動(宗教活動や政治活動など)に該当しない活動であれば、この15区分の活動に分類されない活動(例えば親睦会や懇親旅行など)であっても、自主財源を活用して行うことは可能です。
(禁止されている活動の詳細は22ページを参照)

みんなで仲良くなるために、
会費制の懇親会やバス旅行などを
企画してみようかしら♪



特定地域共同活動の分類と取組事例【条例第3条第1項】

特定地域共同活動の分類	取組事例
(1) 地域住民の生活支援に資する活動	ボランティア活動支援、ドローン等を活用した困りごと支援
(2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動	町民体育祭の開催、百歳体操の活性化、がん教育授業の実施
(3) 地域住民の交流促進に資する活動	学区花火大会の開催、地元企業と連携したお祭りの開催、陶芸教室の実施
(4) 地域住民の生涯学習に資する活動	有識者による講演会の開催
(5) 地域の子ども及び子育て世帯への支援に資する活動	自主学習支援、子育てオープンスペースの運営、こども食堂の運営
(6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動	認知症学習会の開催、高齢者一人家庭交流会の開催
(7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動	有害鳥獣対策、緑道公園内の遊具・ベンチのペンキ塗り、河川敷の草刈り・花の植栽
(8) 地域の防災又は減災に資する活動	自主防災マップの作成・防災訓練の実施、防災講演会の開催
(9) 地域の防犯に資する活動	防犯パトロールの実施、小学校・中学校と連携したSNS被害防止の実施
(10) 地域の交通安全に資する活動	小学生の登下校の見守り、交通安全教室の実施
(11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動	音頭の保存・継承、広島神楽の地域継承推進
(12) 地域の魅力向上に資する活動	ブルーベリー栽培を通じた地域の魅力づくり、JR芸備線の利用促進と地域活性化
(13) 地域課題等の把握に資する活動	地域内全世帯の把握方法の調査研究、地域住民のニーズ調査基本方針の策定
(14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動	ホームページの作成、LMO公式ラインの運用、学区だよりの発行
(15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動	ICT・後継者育成、人材発掘

LMOで禁止されている活動

LMOの活動は地域の様々な住民に係わる地域課題を共助の精神に基づき解決していくために行うものであって、特定の宗教活動や政治活動等のために行うものではないことを条例で明示しています。

条例で以下のア～オの活動が禁止されています。【条例第3条第3項第6号】

- ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動
- オ) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

ア. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

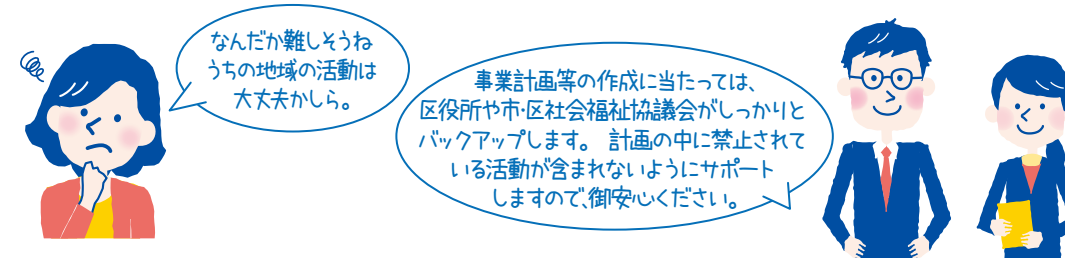
①「教義を広め」、②「儀式行事を行い」、③「信者を教化育成する」の①～③の全ての要素を備えた活動のことを指します。
このため、例えば、「宗教施設の一部を使用してこども食堂などを行う」といった活動を行うことは問題ありません。

イ. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

「政治上の主義」とは、〇〇主義といわれるような、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を指すと解されています。
このため、例えば、自然保護や老人福祉対策といった具体的な政策提言型の活動については、政治上の主義の推進には当たりません。

ウ. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職を指します。また、例えば、LMO名義で特定の候補者が主催する集まりへの参加を呼びかけることは、「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持」することにつながるため、認められません。
なお、地域のイベントなどに来賓等として招かれた政治家が一般的な内容の挨拶をすることは問題ありません。



③ まちづくりに関する中長期的な計画書案の作成

②で検討した内容を基に、まちづくりに関する中長期の計画書を作成しましょう。福祉、防災、こども・高齢者支援など、それぞれの分野ごとに中長期的な計画を検討してみましょう。

条例で「まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること」がLMOの指定要件となっています。まちづくりに関する中長期の計画書は定期的に見直し、改定していきましょう。【条例第3条第3項第4号】

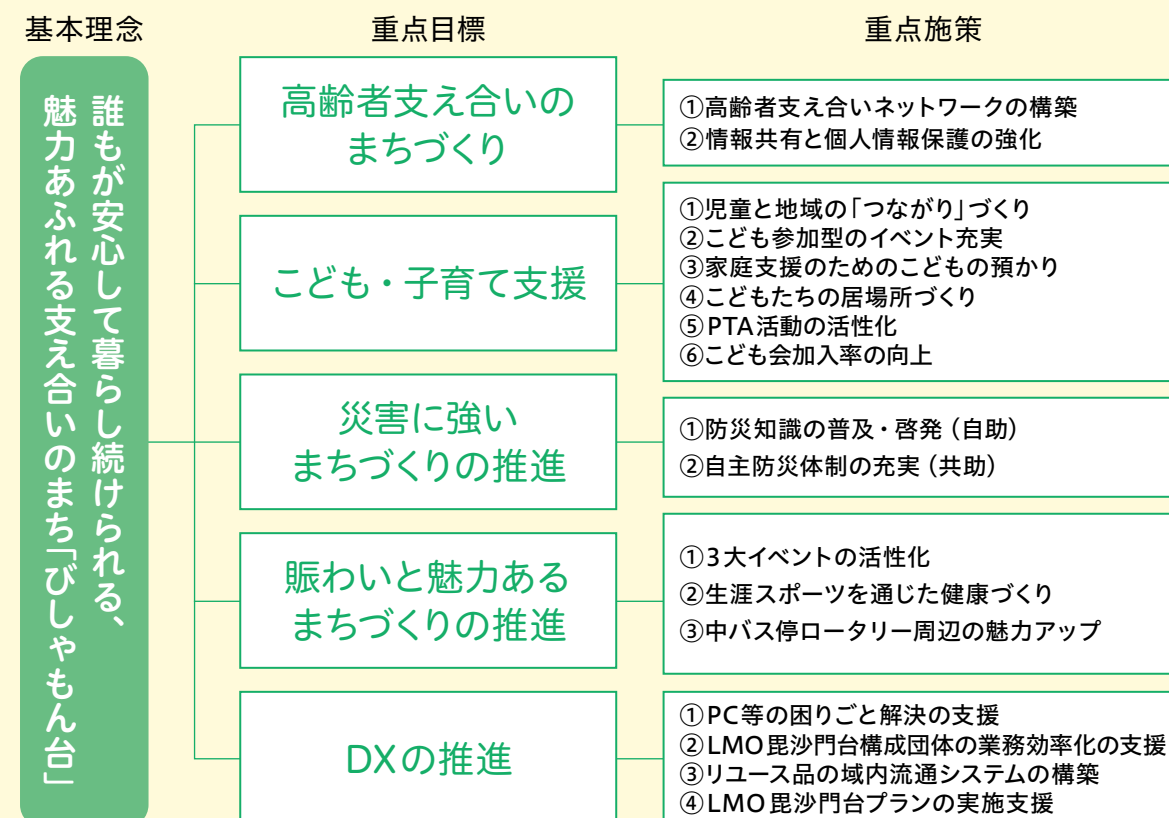
取組事例

10年後のまちを見据えた計画づくり（安佐南区毘沙門台学区）

安佐南区毘沙門台では、令和6年4月からまちづくりの中期計画の策定に取り組んでおり、重点分野（テーマ）を5つ選定し、それぞれの分野ごとに部会を設け、令和7年9月の策定に向けた議論を進めています。

策定の過程では、地域住民に文書で中間報告や意見照会をするなど、地域住民の意見を積極的に取り入れるとともに、地域全体での合意形成を図りながら、議論を進めています。

【プランの体系】



④ 事業計画書案の作成

②で考えた取組について、すぐに取り組めるものか、中長期的に取り組むべき課題かを整理の上、どういう順番で取り組むか、優先順位を付けていきましょう。各種地域団体同士や世代間での連携・つながりを想定しながら、いつ、どこで、誰が、どのようにして実行するかについても考えましょう。

様式はこちら

二次元コード

⑤ 収支予算書案の作成

実施する事業や活動拠点の目途が立ったら、それらを実施するために必要な収入と支出を考えましょう。

様式はこちら

二次元コード

ひろしまLMOに対する支援

ひろしまLMOの設立・運営に対する財政支援

1 ひろしまLMO 設立時助成金〈広島市社会福祉協議会からの助成〉 ※申請は1回限り

備品整備費や拠点改修費、事務所費などの拠点整備や設立当初の運営に要する経費を助成します。（助成額：50万円（上限額）※補助率10/10）

2 ひろしまLMO 運営助成金〈広島市社会福祉協議会からの助成〉 ※毎年度申請可能

種 別	助成額	内 容
人件費	300万円 (年度上限額) ※補助率10/10	活動拠点に配置する事務局員の雇用などに要する経費を助成します。
活動拠点 維持管理・運営費	300万円 (年度上限額) ※補助率10/10	活動拠点を継続的に運営するために必要となる施設の借上げなどに要する経費を助成します。
地域課題を 解決するための 事業への支援		「ひろしまLMO」が作成する事業計画に基づく地域の実情に応じた課題解決のための事業に要する経費を助成します。

3 ひろしまLMO 一括交付金〈広島市社会福祉協議会からの助成〉 ※毎年度申請可能

LMOの構成団体及びLMOと連携協定を締結している各種地域団体に対して、市から交付されている補助金については、従来の内容（補助限度額や対象経費等）を拡充した上で、一括交付金として広島市社会福祉協議会からLMOを経て各種地域団体に支給されるようになります。

ポイント

LMOの事業計画や予算案については、代表者や一部の役員の意見のみで決めてしまうことがないよう、十分な話し合いを行い、合意形成を図りましょう。



⑥ 代表者・役員候補者の選任

代表者や副代表、会計、監事などの役員の候補者を、透明で民主的な手続きで決めていきましょう。規約で代表者の任期と再任に関する規定を定めるなど、特定の人に権限が集中しすぎない仕組みにすることが重要です。

地域の声を幅広く受け止め協議するために、若者・現役世代や女性の役員を積極的に増やしていくことも大切です。

〔代表者〕【条例第3条第3項第6号ウ】

LMOでは特定の公職者や公職の候補者などの推薦等を目的とする活動が禁止されているため、代表者の選任は慎重に検討しましょう。

〔役員〕【条例第3条第3項第3号】

特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めないようにしましょう。

取組事例

おやじの会の会長がLMOの会長に（安佐南区古市学区）

古市地区をはぐくむ会では、おやじの会の会長がLMOの会長に就任しています。古市学区で生まれ育ったこの会長は、地域貢献したいという思いで、30歳代からPTA活動に携わり始め、その後、PTA会長を務め、おやじの会を立ち上げました。こうした地域活動の流れで、LMOの会長も引き受けました。LMOの会長に就任した後、企業とコラボして、防災イベントや町中クイズラリーなどを開催しており、LMOを軸として、地域団体と企業が連携しながら、楽しいまちづくりを進めています。

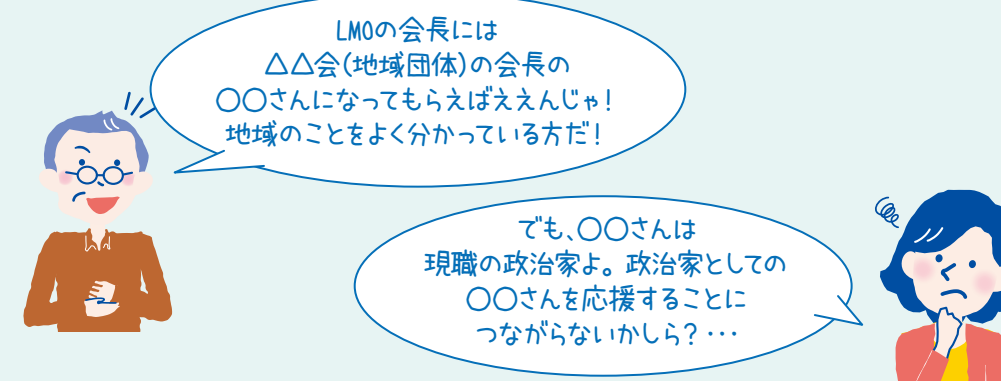


塗装業者からの地域貢献したいとの申し出を受け、公園のベンチや遊具を子どもと一緒に塗装しています。1.3kmの細長い緑道公園の塗装を、5年計画で行うこととしています。



Q & A

Q：現職の政治家や明らかに政治家になろうとしている人がLMOの会長になってもいいの？



A：LMOの活動は、共助の精神に基づき地域の様々な住民に係わる地域課題を解決していくために行うものであり、政治活動が禁止されていることから、そうした活動を行うための団体の代表者は、政治的な疑念や誤解を招かない人物である必要があります。

仮に現職の政治家や政治家への立候補を表明した者がLMOの会長になった場合には、例えば、選挙期間中や選挙期間前の地域のイベントで、LMOの会長として挨拶をしたとしても、住民からは「あれは選挙活動の一環ではないか」、「選挙のためのイメージアップではないか」といった疑念を持たれることも考えられます。また、逆に政治家として行っている政治活動が、住民からすれば「LMOの活動」として行っていると誤解されることもあるかもしれません。

このため、本市としては、現職の政治家や立候補を表明した者がLMOの会長に就任するべきではないと考えています。

区分	会長	会長以外の役員
現職の政治家	×	○
政治家への立候補を表明した者	×	○
上記以外の者	○	○

7 活動拠点及び事務局体制の検討

活動拠点は、地域住民が気軽に立ち寄れるような場所を選ぶことが重要です。学区集会所の活用や民間施設の借り上げのほか、地域の空き家、利用されていない市の施設（廃校となった小学校）など、地域の実情に応じて、活動拠点を検討してみましょう。

LMOの継続的・安定的な運営を行うに当たって、事務所機能を有し広く住民に開かれた活動拠点を検討しましょう。また、会議の議事録、事業計画書、予算・決算書などの書類作成やLMOに関する各種助成金の交付申請や実績報告などの実務処理を行う事務局員の配置を検討しましょう。活動拠点に事務局員を配置することで、住民が気軽に立ち寄りやすくなります。

行政財産の貸付け

■ 指定地域共同活動団体であるLMOは、行政財産の貸付けを受けることができます。地域内に利用されていない市の施設がある場合には、拠点として活用できる場合がありますので、区役所に御相談ください。

取組事例

誰でも気軽に立ち寄れる活動拠点づくり（西区大芝学区）

大芝地区社会福祉協議会では、地域の集会所や公共施設は空きがなく、スペースが狭く使いにくいいため、住民が気軽に集まれる場所づくりに取り組みました。

「ひろしまLMO運営助成金」を活用して、民間のテナントを借上げ、事務所と交流スペースを併設した活動拠点を新設し、会議や行事を行えるスペースの貸出しや地域団体のイベントのチラシ作り等を代行することで、地域住民や地域団体が気軽に集まれる場として活用しています。

また、地域の親子が気軽に集え、子育て世代の交流ができる居場所として、0歳児から2歳児までとその保護者を対象に週2回子育てオープンスペースとして開放しています。



8 名称の検討

組織名は地区名（小学校区名）を入れて、住民になじみやすくわかりやすいものにしましょう。組織名を公募するなど、地域住民に広く浸透させるための工夫を考えてみましょう。（組織名の例：〇〇地区地域運営委員会、〇〇地区まちづくり協議会）

特色ある名称の例

みどり坂pili.com(ピリドットコム)
ほことり総合企画LMO広島
いやしの里あと活性化プロジェクト
チームアップ鈴が峰
はっぴーLMO舟入 など

こんなユニークな
名称もあるのね！
なんだか楽しそう♪



9 規約案の作成

規約のひな形を参考に規約案を作成しましょう。規約のひな形には、LMOにおいて民主的で透明性が高く適正な運営を確保するために、条例で規定する次の(1)～(4)の事項を盛り込んでいます。

【条例第3条第2項】

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。

規約のひな形はこちら

二次元
コード

ポイント

LMOでは、ひろしまLMO運営助成金を活用して事務局員等を雇用することを前提としています。
事務局員等の雇用に当たっては、以下のホームページなどを参考にしながら、労働法などに基づく労働条件・職場環境・労働契約の終了など様々なルールを遵守し、適切な手続きを行いましょう。



二次元
コード

ステップ:3 ～ ひろしま LMOの設立 ～

設立総会を開催し、準備委員会で検討してきた事業計画などの承認を受けましょう。

団体設立後、区役所への指定申請や市・区社会福祉協議会への助成金申請などの手続きも行いましょう。

① 設立総会の開催

→P30

② LMO の指定申請

→P30

③ 助成金等の交付申請

→P30



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営へ →P31

① 設立総会の開催

準備委員会で十分な協議を行った後、団体を正式に設立するために設立総会を開催しましょう。

設立総会では、規約やまちづくりの中長期計画書、事業計画書、収支予算書、役員などの案について承認を受けましょう。

② LMOの指定申請

設立された団体がLMOとして指定されるためには、区役所に申請を行う必要があります。申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 規約その他これに準ずるもの
- (2) 所定の事業計画書
- (3) 所定の収支予算書
- (4) 所定のまちづくりに関する中長期の計画書
- (5) 所定の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

LMOとして指定されると、区役所から認定証と記章が贈呈されます。

③ 助成金等の交付申請

区役所から指定を受けた後、ひろしまLMO運営助成金等の申請を行いましょう。

助成金等の詳細や申請手順などの詳細はこちら

二次元
コード

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(1) 地域への周知等を図るために

LMOが持続的かつ適正に運営されるためには、その存在と活動内容が地域の方に広く周知されていることが大前提となります。そのため、LMOにおいて、経費の使途や活動の状況等について、ホームページやSNSを活用して公開するなど、地域の誰もが簡単に情報にアクセスできるようにしておく必要があります。なお、ホームページを立ち上げる場合は、本市が運用している「こむねっとひろしま」(地域のホームページを簡単に作成できるシステム)が無料で利用できますので、活用しましょう。

① PR

LMOの存在を広く認知してもらうために、団体を設立した後、ホームページのほかにSNS、広報紙などを通じて、PR活動を行いましょう。

■ 取組事例 ■

Instagramを活用した情報発信 (安佐北区狩留家地区)

狩留家地区エルモ運営委員会では、20歳代の事務局員がInstagramのアカウントを立ち上げました。

Instagramでは、LMOの地域イベントの告知や実施状況、狩留家地区の素敵な風景、特産品である狩留家なすに関する投稿など、地域の魅力発信につながる投稿を積極的に行っています。



二次元コード

Instagramアカウントはこちら



■ Instagramなどを活用することで以下のメリットがあり、より効果的な情報発信が期待できます。

- ① LMOのイベントなどを幅広く広報することができる
- ② LMOの活動報告や決算などを幅広く情報発信することができる

② 情報の公開

LMOの活動内容を広く周知するために、事業計画や予算、実施報告書、決算書などの団体の基本的な情報を開示することが求められます。なお、基本的な情報の公開は、活動を持続させていくために毎年度行う活動の評価に地域の方の意見反映を促すことにつながります。

【条例第3条第2項第4号】 活動の計画及び実施の状況を公表すること。

■ 取組事例 ■

「こむねっとひろしま」を活用したホームページでの情報公開 (安芸区中野東学区)

ほことり総合企画 LMO 広島では、「こむねっとひろしま」を活用して独自のデザインのホームページを作成しています。ホームページでは、団体の基本情報や活動計画・実績などが公開されています。



ホームページはこちら



「こむねっとひろしま」は、町内会・自治会・連合町内会などを対象として、地域のホームページの開設・運営を支援するものです。開設された地域のホームページには、広島市からのお知らせ等も表示されますので、自分たちの地域のホームページを見れば自分たちのまちのことが全てわかる、「地域のポータルサイト」をつくることができます。

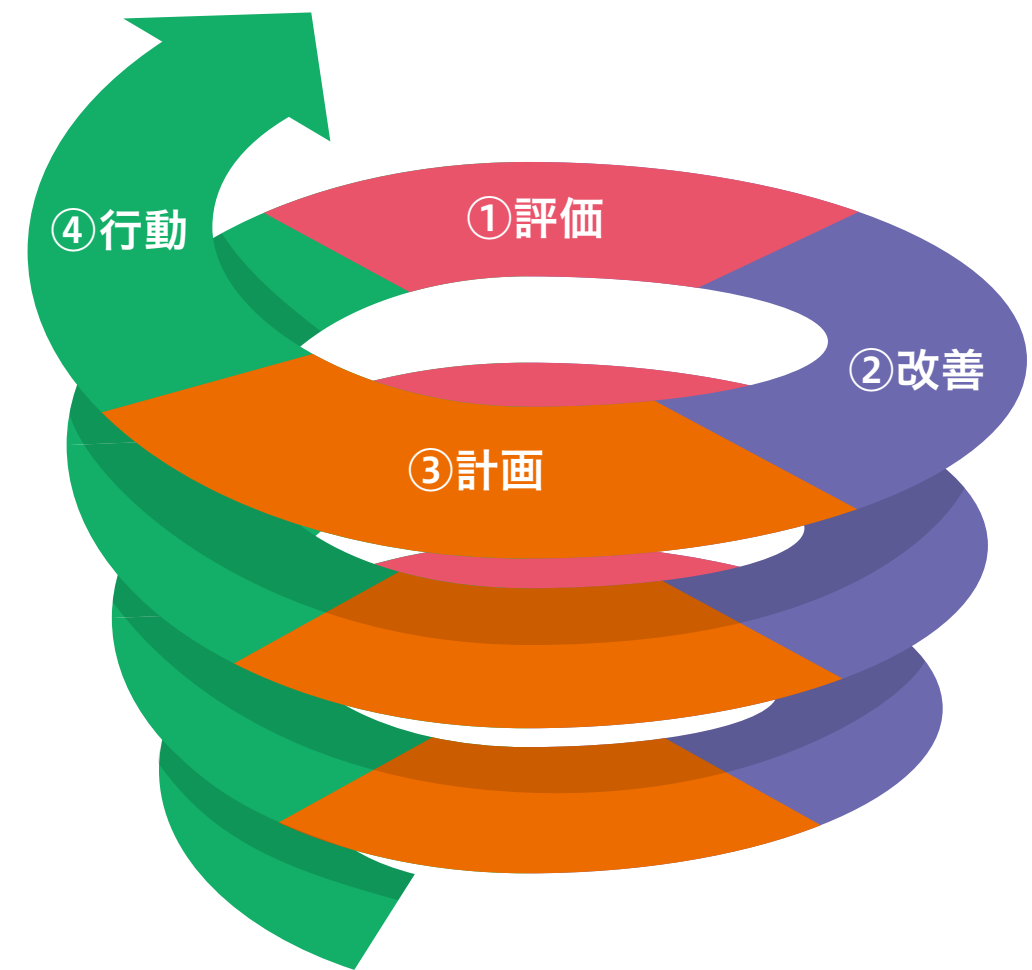
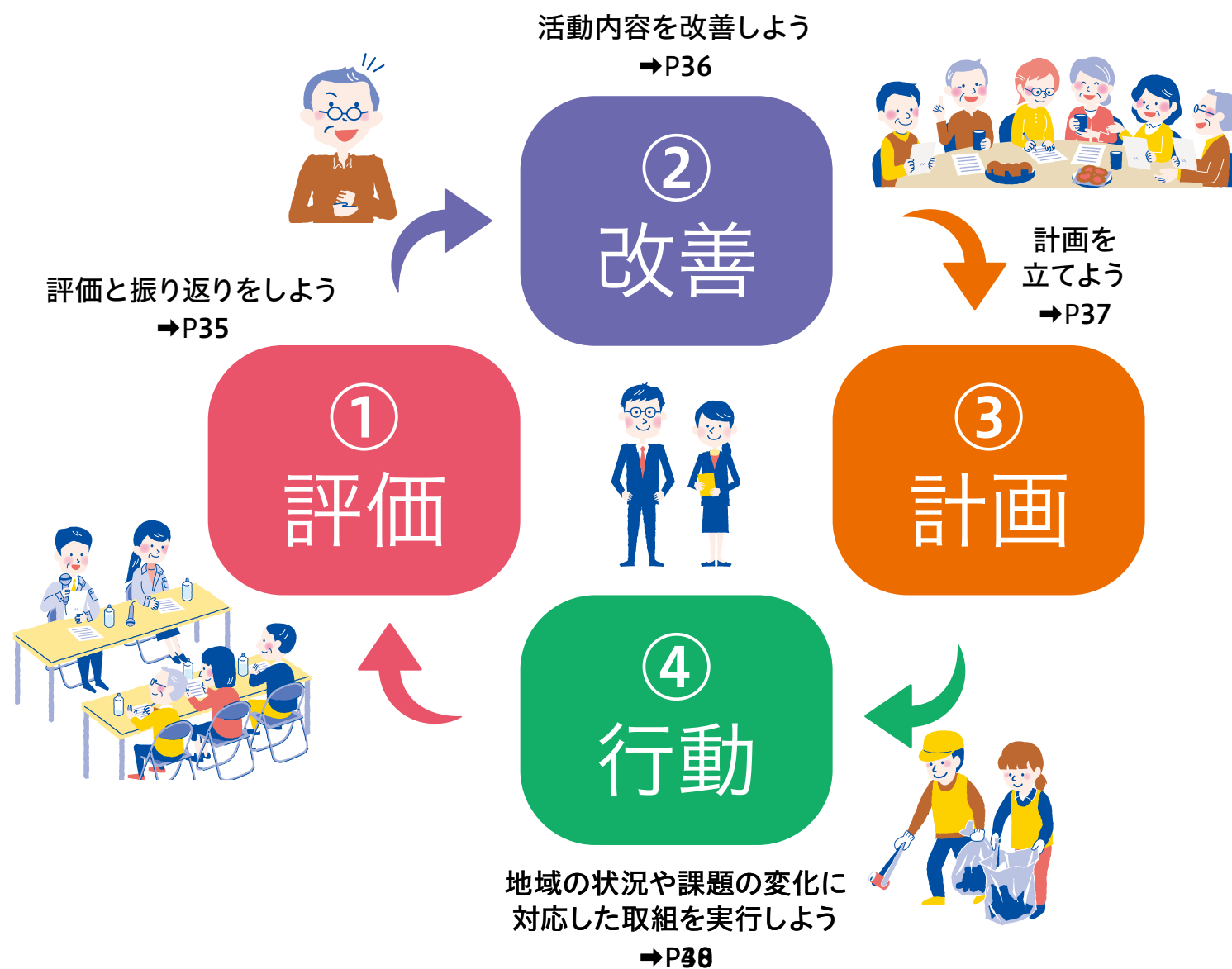


こむねっとひろしまはこちら

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(2) 活動を持続させていくために

地域の状況や課題は変化していきます。こうした変化に対応しながら、LMOの活動を持続的なものにしていくために、LMOの活動を毎年度評価して、次年度以降の改善に結びつけていく《①評価→②改善→③計画→④行動》を継続することが重要です。



①評価→②改善→③計画→④行動
の一連の流れを繰り返していくことで、活動の改善や効率化が図られて、活動の内容がどんどんレベルアップしていきます。



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

① 評価

評価と振り返りをしよう

次のポイントを踏まえて、活動の評価や振り返りを行いましょう。評価や振り返りでは、結果も重要ですが、結果に至るまでのプロセスやなぜそのような結果になったのかをみんなで考えてみるのが大切です。

【評価や運営のチェックポイント】

☐	計画どおり実施することができたか。
☐	設定した目標を達成することができたか。
☐	うまくいかなかったことや課題はなかったか。

取組事例

役員会での活動の振り返り（東区福田地区）

東区福田地区では、福田まちづくり協議会が主催する「ふくだまつり」の実施後に、協議会委員と町内会・自治会長へのアンケートを取り、次回開催に向けた振り返りを行っています。アンケート結果を踏まえ、役員会において次回の開催に向けた改善点の検討を行っています。

【アンケートで得られた意見の概要】

- 開始時間を1時間遅らせて開催したらどうか。
⇒次年度は17:00開始に変更することに
- 祭りの名称をもっと気軽に呼べる名前にした方がよいのではないか。
- 準備委員会のメンバーを中心とした祭りを企画してはどうか。
- 高齢者が参加しやすくするため、乗り合いタクシーの臨時便の運行やLMO独自の地域内シャトルバスを運行してはどうか。
- 企業等の協賛広告を掲載した各戸配布用チラシを作り、収支改善を図ってはどうか。

② 改善

活動内容を改善しよう

評価に基づき、改善すべきポイントを見つけ、次年度の計画に反映しましょう。

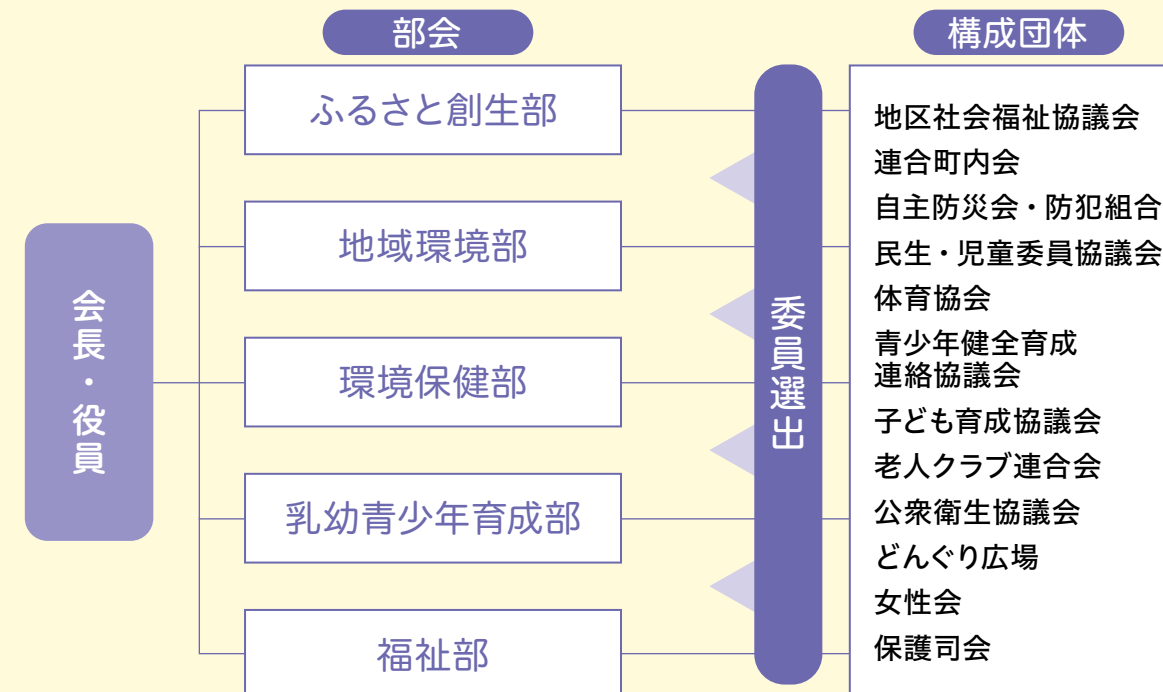
取組事例

持続可能な活動にするために、組織体制を見直し部会制に移行（東区上温品学区）

上温品まちづくり協議会では、例えば、こどもの見守り活動はLMOの構成団体である青少年健全育成連絡協議会が主になって実施するなど、テーマごとに主な活動団体を決めて活動をしていました。

しかし、地域活動を解決するために団体の垣根を超えてオール上温品で取り組むために、地域内での協議を経て、部会制に移行することにしました。

構成団体からテーマごとの部会に委員を選出し、各部会で活動の内容を協議し、様々な団体の英知を盛り込んでLMOとして活動を行っていくこととしています。



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

③ 計画

計画を立てよう

②の改善点を踏まえた計画を立てましょう。計画を立てるに当たっては、活動の目的や目標を明確にすることを心がけましょう。

取組事例

魅力あるまちにするために、様々な世代から意見を聴く

(安佐北区飯室学区)

① 小・中学生へのアンケート

飯室地区地域運営委員会(いむろエルモ)では、地域のこどもたちが飯室学区で楽しく暮らし続けてほしいという思いの下、飯室小学校と清和中学校の児童生徒にアンケートを取り、飯室に何が足りないか、何が欲しいか提案してもらうことにしました。アンケート結果では、遊べる場所や運動できる場所、イルミネーションなど様々な意見が出ましたが、その中でも、「放課後集まれる場所や勉強できる場所」という意見が多く出ました。これを踏まえ、こどもたちの願いを叶えるべく、いむろエルモでは、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについて検討を進めています。



② 飯室の将来について語り合う「かたりBar」の開催



いむろエルモでは、色々な立場や世代の人で集まり、お茶やお菓子などを食べながら、飯室の将来について語り合う「かたりBar」を開いています。魅力ある地域にするために、イベントの開催や空き家を活用した拠点づくり、登山体験ツアーなど様々なアイデアが出されています。

地域活動のマンネリ化に困りの場合には、まちづくりの専門家(コンサルタントなど)に相談するなど、プロの意見を聴いてみてはどうですか。



※コンサルタントへの経費は、原則としてひろしま LMO の運営助成金の対象となります。

④ 行動

地域の状況や課題の変化に対応した取組を実行しよう

③の計画に基づき、地域の状況や課題の変化に対応した取組を実行しましょう。構成団体が協力し合って、できるだけ多くのメンバーで役割分担をしながら、活動を行っていきましょう。活動の評価を適切に行うために、うまくいったことや計画どおりにできなかったことなどを記録しておきましょう。活動の参加者にアンケートを取るなどして、活動の評価するための情報収集も行いましょう。特定の人に負担が集中しないよう、うまく役割分担をしましょう。

取組事例

小学校と連携した音楽会の開催による「郷土愛(OMOIYARI みんなで助け合う 久地南)」の醸成

(安佐北区久地南学区)

久地南学区 LMO 推進協議会では、久地南小学校と連携して、小学生やその家族を対象に、「おもいやり」への理解を深める「OMOIYARI 音楽会」を開催しました。この音楽会の開催を通じて、親世代に LMO の活動を知ってもらうことで、親世代の地域活動への参画意識の醸成につなげていくとともに、こどもたちの郷土愛を醸成しています。



LMO が取り組む
地域の様々な住民に係る地域課題を解決するための活動は、必ずや地域の住民が自分たちのまちへの誇りや愛着を持ち、地域に貢献しようとする気持ちを持つことにつながっていきます。



2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

発展

自主財源を確保する

ふるさと納税の活用

- 本市では、一定の要件を満たした地域の特産品やアクティビティ等を広島市ふるさと納税の返礼品として設定し、集まった寄附金をLMOに還元する事業を実施しています。

地域の魅力あふれる特産品などを活用して自主財源の確保にチャレンジしてみましょう。



詳しい内容はこちら

取組事例

ふるさと納税を活用した自主財源確保 (安佐北区大林学区)

安佐北区大林学区では、休耕田を地域資源として捉え、被災地復興を目指して活動する若者グループと連携し、休耕田で再び米を育て、地元企業の協力を得て地域オリジナルの酒「大林千年」を開発・商品化しました。

この「大林千年」は本市のふるさと納税の返礼品に設定され、集まった寄附金は市からLMOである大林学区地域運営委員会に還元されています。農作業には、地域内外から多くの若者が継続的に参加し、地元住民と一緒に草刈り等の環境保全活動を行うなど、住民と若者の交流も進んでいます。



公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業 (小さなエリアマネジメント)

- LMOの活動財源の確保のために、小さなエリアマネジメントを活用して、街区公園等で物品販売等を目的とする営利活動を行うことができます。この場合の公園使用料等は免除します。



詳しい内容はこちら

随意契約による委託

- 指定地域共同活動団体であるひろしまLMOは、LMOが行う事業と市の事業を一体的に行うことで、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られる場合には、市の事務の委託を受けることができます。市の事務を受けるに当たっては、本市とLMOがよく話し合い、双方が合意した上で、契約を交わすことが必要となります。

人材の発掘・育成をする

LMOを運営していく上では、担い手となる人材の発掘や育成は不可欠です。若い世代を取り込む工夫や事務局員の雇用などをきっかけに、人材の発掘や育成を行いましょう。

取組事例

外国人技能実習生との交流を通じた活動の担い手の確保

(安芸区中野東学区)

ほことり総合企画LMO広島では、地域で暮らす外国人技能実習生と地域の方々がお互いのことを知ることができるよう、国際交流事業を実施しています。

この交流事業を通じて、地域住民と仲良くなった外国人技能実習生は、地域のイベントにも積極的に参画し、地域活動の担い手となっています。



取組事例

企業で働く現役世代の力を借りて、地域を活性化

(中区袋町学区)

中区袋町学区では、「地域に貢献したい」と相談があった企業の従業員に地域の清掃活動、献血のお願い、高齢者サロンの運営等を手伝ってもらっています。袋町学区と協力して活動を行った企業は、本市が取り組んでいる「ひろしま型地域貢献企業認定制度」に認定されています。



ひろしま型地域貢献企業認定制度

- 本市では、企業等の地域貢献活動を促進するため、地域貢献活動に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」を認定する「ひろしま型地域貢献企業認定制度」を行っています。認定された企業には認定マークの付与など様々なメリットがあります。



詳しい内容はこちら

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

発展

取組事例

小学校の加入で、こどもたちが地域活動の担い手に

(中区吉島東学区)

中区吉島東学区のエルモ吉島東では、吉島東小学校がLMOに加入したことをきっかけに、小学校との連携した活動に力を入れています。

小学校の総合学習の時間に、お好み焼きについて学習した児童生徒たちが、お好み焼き屋の魅力をPRする動画を作成し、LMOが主催するお祭りで上映し、自分たちで仕入れたお好み焼きの販売まで行いました。

こどもたちが地域活動に参画することで、その保護者も参加するなど、若い世代の参加につながっています。



法人化の検討をする

ひろしまLMOの活動が活発になり、経済活動などを行うことになれば、様々な契約関係が発生したり、寄附金などを受け入れる機会が増えてきます。法人格がなければ、活動がうまくいかなかった場合や事故が起こった場合などには、代表者の個人責任が問われる可能性があり、代表者が大きなリスクを負うこととなります。

LMOの活動を発展させていくために、法人化（一般社団法人化など）を検討してみましょう。

一般社団法人の特徴

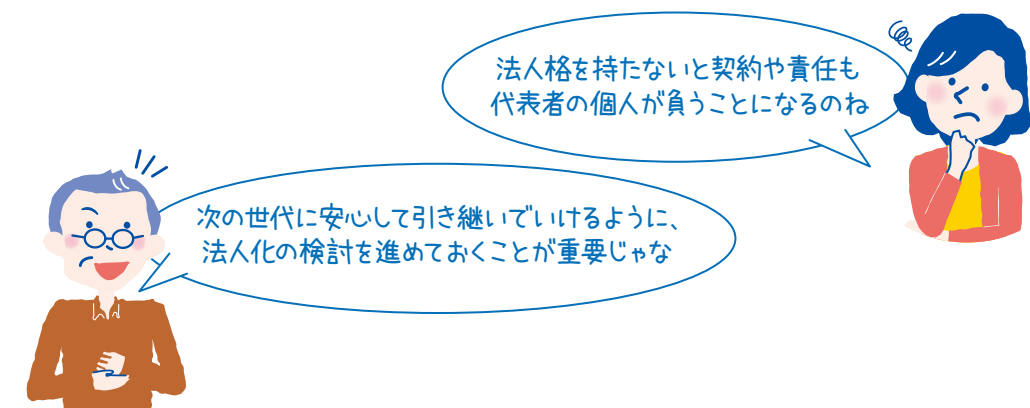
- ①社員2名で 設立できる非営利組織
- ②都道府県や市町村による認可や認証がなく、登記のみで設立できる。
- ③事業内容に関する制限がない（収益事業、共益事業、公益事業いずれも可）。

メリット1 LMO名義で契約などができるようになります

不動産や車両などの資産の保有、各種の契約を団体名義でできるようになります。

メリット2 代表者個人にかかる責任が軽減されます

法人格のない任意団体として活動をしていく場合、様々な活動に伴う責任は代表者個人が負うこととなります。万が一、事業で損害が発生させた場合も、代表者個人の責任となってしまいますが、法人化することにより、責任の所在が法人になることから、代表者個人への負担を軽減することができます。



詳しくはこちら

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(3) 適正な運営を確保するために

LMOには、民主的で透明性の高い適正な運営が求められます。
以下のポイントに留意しながら、LMOの適正な運営を確保していきましょう。

① 民主的な運営

民主的な運営とは、構成員全員が団体運営に係る意思決定に参加していることをいいます。以下のチェックポイントを参考にしながら民主的な運営を行いましょう。

【民主的な運営のチェックポイント】

☐	代表者及び役員が構成員の意思に基づいて選出されている。
☐	運営に関することを決める際には、みんなが意見を出し合い、議論をした上で、合意形成をしている。

取組事例

ネットワーク部会の設置で自由な意見交換（東区早稲田地区）

早稲田学区社会福祉協議会では、子育て支援、高齢者支援、美化・環境、防犯・安全などの7つのテーマ別に、団体内でネットワーク部会を設けています。
このネットワークは、全ての構成団体から選出された委員で構成されており、委員は老若男女問わず幅広い年齢構成となっています。このネットワークでは、課題解決の検討をすることに特化した組織であり、課題解決に向けてそれぞれの委員が自由な発想で協議を行っています。ネットワークで出た課題解決策は、団体のみんなで一緒に取り組んでいます。

ポイント

- ・課題解決の検討に特化した組織を作ること、自由に意見を出し合える環境ができます。
- ・役員以外の方が自由に意見を出し合える場を創ることで、新しい視点での課題解決策が出てきます。



② 透明性の高い運営

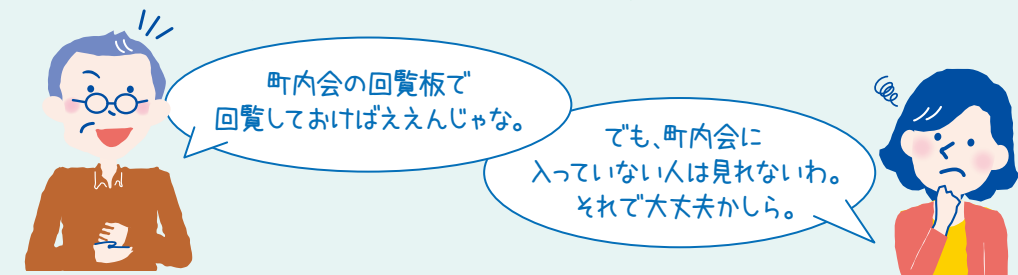
透明性の高い運営とは、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることをいいます。以下のチェックポイントを参考にしながら透明性の高い運営を行いましょう。

【透明性の高い運営のチェックポイント】

☐	決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保している。
☐	活動の計画・実績や予算・決算に係る資料をホームページなどで公開している。

Q & A

Q：町内会の回覧板で周知すれば公開したことになりますか？



A：LMO が持続的かつ適正に運営されるためには、地域の方に活動内容を知ってもらい、関心を持ち続けてもらうことが重要であり、その活動内容は誰にでも公開されている必要があります。このため、町内会員しか見れない回覧板での周知では公開されているとは言えません。
ホームページや SNS を活用して公開するなど、地域の誰もが簡単に情報にアクセスできるようにしておく必要があります。

ホームページ等に
公開すべき情報

・事業計画及び事業実施状況
・予算書及び決算書

2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営

(3) 適正な運営を確保するために



③ 適切な会計処理の実施

LMOには毎年度、運営助成金などの助成金が交付されます。この助成金の原資は、公金(税金)であるため、用途を公開し、市民から理解を得ることが重要です。以下のポイントに留意しながら適正な会計処理を実施しましょう。

■ お金を管理するポイント

通帳と印鑑は別々の人が管理するなど、お金を取り扱う際には必ず複数の人が関わる仕組みを作りましょう。

■ お金を記録するポイント

日々の現金出納は現金出納帳を使用し、出納を全て記録しましょう。お金の出入りを正確に記録するために、支出した時には必ず領収書をもらい、領収書の日付や金額を適切に記録しましょう。

■ 定期的にチェックするポイント

年度末には現金出納帳を基に、決算書を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を得ましょう。また、定期的に事務局でチェックを行うなど、より透明性の高い適切な会計処理を実施する仕組みを検討しましょう。

■ 透明性の確保のポイント

総会において決算が承認された後に、LMOのホームページなどを活用して、予算書や決算書を公表し、地域住民にLMOの会計の収支状況を周知しましょう。

会計確認の実施

LMOでの会計処理が適切に行われているかを確認するため、市・区社会福祉協議会と区役所の職員がLMOの活動拠点に出向き、LMOの役員等立会いの下、定期的に会計確認を行います。



④ 適切な運営を確保するための仕組みと本市の役割

指定地域共同活動団体であるLMOの適正な運営を確保するための仕組みと本市の役割は、地方自治法で以下のとおり定められています。

(1)市町村長による特定地域共同活動の状況及び支援の状況の公表【法第260条の49第4項】

LMOの活動の状況やLMOへの支援の状況をホームページ等で公表します。

(2)市町村長による報告徴収【法第260条の49第10項】

LMOが行う活動の適正な実施を確保するため、活動状況等の報告を徴収することができます。

報告徴収の一環として、毎年度7月31日までに、事業計画書及び収支予算書、前年度の活動実績報告書及び決算書を市に提出することが条例施行規則第4条で定められています。

(3)市町村長による措置命令【法第260条の49第11項】

LMOの適正な運営を確保するために、LMOに対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(4)市町村長による指定の取消し【法第260条の49第12項】

(3)の措置命令に違反した場合などLMOとしての適格性を欠くと認められる場合に、指定地域共同活動団体の指定を取り消すことができます。

Q & A

Q：どんなときに LMOの指定が取り消されますか？

A：地方自治法に基づき、次の①～③に該当する場合には、指定の取消しを行うこととなります。

① 指定要件を欠くに至ったと認める場合であって、措置命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるとき

例えば、当該団体の活動の実態が全くない場合や著しく不適正な運営が行われている場合等が想定されます。

② 措置命令に違反したとき

例えば、必要な報告を行うよう措置命令を行ったにもかかわらず、必要な報告を行わない場合等が想定されます。

③ 不正な手段により指定を受けたとき

例えば、団体の代表者又は構成員が、指定要件を欠いているにもかかわらず、指定要件を備えているかのように内容を偽って申請を行うなど、不正な手段により指定を受けた場合等が想定されます。

おわりに 持続可能な地域コミュニティの実現に向けて

ビジョンでは「地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現」を地域コミュニティの活性化に関する基本理念としています。本市において、市民、地域団体、ひろしま LMO、事業者など地域に関わる多様な主体が、この基本理念を共有し、連携・協力していくことで、持続可能な地域コミュニティの実現を図っていきましょう。



1 指定地域共同活動制度

指定地域共同活動団体制度とは

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組む団体について、法律上の位置付けを明確にする必要があります。このため、地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が「指定地域共同活動団体」として指定する制度として、令和6年9月26日に施行された改正地方自治法において、指定地域共同活動団体制度が創設されました。

指定地域共同活動団体の指定

指定の対象

次の(1)、(2)を満たす団体

- (1)地域的な共同活動を行う団体であること。
- (2)地縁による団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であること。

指定の要件

- (1)地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）を行うこと。

本条例では、特定地域共同活動として「生活支援」、「健康の維持増進」、「交流促進」、「生涯学習」、「こども及び子育て世帯への支援」、「高齢者、障害者等への支援」などの15の活動を定めています。

- (2)民主的で透明性の高い運営、その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

本条例では、代表者や役員、予算、事業計画などの団体の運営に関する主な事項が民主的に決められていることや、経費の使途の透明性の確保、活動状況などの公表等を要件にしています。

- (3)①～⑧の事項を内容とする定款・規約等を定めていること。

①目的、②名称、③主としてその活動を行う区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧会計に関する事項

- (4)条例で定める要件を備えること。

項 目	内 容
主な活動区域	小学校の通学区域
構 成 団 体	地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会、主な各種地域団体の半数以上
役 員 構 成	特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと
活 動 内 容	まちづくりの中長期計画を定めていること
禁 止 行 為	宗教活動や政治活動など

指定の効果

効果1 市町村の支援を受けることができる

【具体的な支援内容の例】

特定地域共同活動に係る活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流の機会の提供等

効果2 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる

【具体的な調整の例】

ある小学校区で子ども食堂を営む指定地域共同活動団体が、隣の小学校区で子ども食堂を営むボランティア団体と連携して食材を融通し合うための、両者の協議・連絡調整の場を市町村が設定する。

効果3 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【随意契約による委託の例】

地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。

【行政財産の貸付けの例】

市町村の保健センター内の一室を借り受けて、指定地域共同活動団体が高齢者の交流喫茶を開催する。

適正な運営を確保するための仕組み

(1)市町村長による特定地域共同活動の状況及び支援の状況の公表

指定を行った市町村が自ら特定地域共同活動の状況及び支援の状況を公表する。

(2)市町村長による報告徴収

市町村長は、当該団体から活動状況等の報告を徴収できる。

(3)市町村長による措置命令

市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(4)市町村長による指定の取消し

指定地域共同活動団体としての適格性を欠くと認められる一定の場合に、市町村長は指定地域共同活動団体の指定を取り消すことができる。

1 指定地域共同活動制度

地方自治法の一部を改正する法律（抄）

〔地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項関連部分〕

- 第二百六十条の四十九市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようになしなければならない。
- 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。
 - 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。
 - 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。
 - 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。
- 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。
- 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。
- 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。
- 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。
- 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。
- 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。
- 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

（1）条例制定の意義

本市では、指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図るために、本条例の制定により指定地域共同活動団体制度を導入し、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付けることにしました。

ポイント 1 ひろしまLMOは地方自治法と条例に基づく団体となります

本条例の制定により、ひろしまLMOは、地方自治法と本条例に基づき市が指定した団体（指定地域共同活動団体）となります。

ポイント 2 ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます

法において、市町村による指定地域共同活動団体への支援が規定されたことから、ひろしまLMOへの運営助成金などの支援について法的根拠が付与され、ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます。

ポイント 3 ひろしまLMOになることのメリットが増えます

ひろしまLMO（指定地域共同活動団体）となることにより、一定の条件の下で、市から行政財産（公民館や福祉センターの一室など）の貸付けや本市事務事業の随意契約による委託を受けることなどが可能になります。

（2）条例の構成

前 文	条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにします。
第 1 条（趣旨）	本条例の趣旨を規定します。
第 2 条（ひろしまLMO）	指定地域共同活動団体をひろしまLMOと呼称することを規定します。
第 3 条（ひろしまLMOの指定要件）	ひろしまLMOの指定要件について規定します。
第 4 条（ひろしまLMOに対する支援）	ひろしまLMOへの支援を規定します。
第 5 条（申請等）	ひろしまLMOの指定を受けるための申請手続き等を規定します。
第 6 条（委任）	この条例で定めるものの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定します。
附 則	この条例は、令和7年7月1日から施行することを規定します。

2 広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例

(3) 条例の解説

条文

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（案）

人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織ひろしまLMO（エルモ）を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。

こうした中、国において、令和6年9月26日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた地方自治法の一部を改正する法律が施行された。

そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の49第2項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（ひろしまLMO）

第2条 前条の指定地域共同活動団体は、ひろしまLMOと称する。

（ひろしまLMOの指定要件）

第3条 法第260条の49第2項第1号の条例で定める活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動
- (16) その他市長が必要と認める活動

2 法第260条の49第2項第2号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。
- (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの（第5条第1項において「規約等」という。）に定められていること。

解説

前 文

前文では、条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにしています。

指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図るという基本的な考え方を記載しています。

第1条（趣旨）

地方自治法においては、指定地域共同活動団体の指定等に関して、市町村の条例で必要な事項を定めるところとされているため、本条例は地方自治法に基づき、必要な事項を定めることが趣旨であることを規定します。

第2条（ひろしまLMO）

本市においては、指定地域共同活動団体として市が指定した団体をひろしまLMOと称することを規定します。

第3条（ひろしまLMOの指定要件）

第1項では、法において、特定地域共同活動の内容は条例で定めるところとされているため、その具体的な活動を条例で規定します。(1)から(15)までの活動は、現在、ひろしまLMOで実際に行われている活動を基に分類し整理したものです。

第2項では、法において、「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営」の具体的な内容は条例で定めるところとされているため、「民主的な運営」、「透明性の高い運営」及び「適正な運営」の確保に必要な要件を条例で規定しています。

「民主的な運営」には、事業計画などの団体の運営に関する主な事項や会長等の役員の選任が、総会等において団体の構成員の意思に基づき多数決等で決議されることが重要であることから、(1)及び(2)の要件を規定します。「透明性の高い運営」には、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることが重要であることから、(3)及び(4)の要件を規定します。

「適正な運営」には、「民主的な運営」及び「透明性の高い運営」の適正性を確保するための方法を規約等に明文化することが重要であることから、(5)の要件を規定します。

2 広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例

条文

3 法第260条の49第2項第4号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会等（法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること。
- (5) 共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。
- (6) 次に掲げる活動を行わないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動
 - オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

（ひろしまLMOに対する支援）

第4条 本市は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。

（申請等）

第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他の規則で定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けたひろしまLMOは、前項の申請書若しくは添付書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

（委任規定）

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

解説

第3項では、本市独自の指定要件を設定しています。

- (1) 本市においては、おおむね小学校の通学区域を単位として、地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会や学区体育協会や地区青少年健全育成連絡協議会等の主要な地域団体が組織され、まちづくりが行われていることを踏まえ、(1)の要件を規定します。

ただし、小学校の統廃合などにより一部地域においては、小学校の通学区域とまちづくりの区域が異なる場合があるため、こうした地域においては地域の実情を踏まえた特例的な対応を行うことを想定しています。

- (2) 市民主体のまちづくりを持続的に実践する上ではひろしまLMOが地域代表性を有することが重要であることから、ひろしまLMOの中核となる地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会を必須の構成団体とするとともに、活動区域内の主たる地域団体の半数以上により地域内での合意形成を図ることをもって地域代表性を担保することとし、(2)の要件を規定します。

- (3) 民主的な組織運営を行うためには、多様な団体がその意思決定の過程に参画することが重要であることから、(3)の要件を規定します。

- (4) 市民主体のまちづくりを計画的に実施していくためには、中長期的な計画を定め、地域の将来像等を団体内で共有することが重要であることから、(4)の要件を規定します。

- (5) ひろしまLMOは、共助の精神に基づき、地域の多様な主体が連携し、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とした団体であり、その構成員もこうした目的に賛同し、共有していることが重要であることから、(5)の要件を規定します。

- (6) 指定地域共同活動団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うことを目的とした団体であり、宗教活動や政治活動などの活動を行うことは法の趣旨を踏まえると望ましくないという観点で、(6)の要件を規定します。

第4条（ひろしまLMOに対する支援）

法第260条の49第3項において、「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と規定されていることを踏まえ、ひろしまLMOの設立・運営を支援するため、法の規定に基づき、本市がひろしまLMOに対し、必要な支援を行うことを規定します。

第5条（申請等）

指定地域共同活動団体の指定の申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること及び指定を受けた後の申請書等の記載事項の変更等の届出が必要であることを規定します。

第6条（委任）

この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定します。

3 広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例 施行規則

条文

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（令和7年広島市条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の49の規定及び条例の施行に関し、別に規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(条例第3条第3項第2号の規則で定める団体)

第2条 条例第3条第3項第2号の規則で定める団体は、同項第1号に規定する区域を基本として組織された団体であって、当該区域における地域住民を主たる構成員とする次に掲げる団体（当該団体に相当すると市長が認めるものを含む。）とする。

- (1) 自主防災会（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）
- (2) 防犯組合（地域における犯罪の予防等を図ることを目的とする団体をいう。）
- (3) 体育協会（地域におけるスポーツの振興を図ることを目的とする団体をいう。）
- (4) 民生委員児童委員協議会（民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項に規定する民生委員協議会をいう。）
- (5) 女性会（地域における女性の交流の促進等を図ることを目的とする団体をいう。）
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会（児童館等を拠点として地域における児童の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。）
- (8) 母子寡婦福祉会（地域におけるひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的とする団体をいう。）
- (9) 子ども会育成協議会（地域における子ども会の育成を図ることを目的とする団体をいう。）
- (10) 青少年健全育成連絡協議会（地域における青少年の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。）
- (11) 公衆衛生推進協議会（地域における公衆衛生の推進等を図ることを目的とする団体をいう。）
- (12) PTA
(申請等)

第3条 条例第5条第1項の規定による申請書の提出は、所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 規約その他これに準ずるもの
- (2) 所定の事業計画書
- (3) 所定の収支予算書
- (4) 所定のまちづくりに関する中長期の計画書
- (5) 所定の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 条例第5条第2項に規定する記載事項に変更があったときの届出は、所定の届出書に変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

4 条例第5条第2項に規定する解散したときの届出は、解散時にひろしまLMOの代表者であった者が、所定の届出書に解散したことを証する書類を添付してしなければならない。

5 市長は、第1項の申請書を受理したときは、指定するかどうかを決定し、その旨を所定の通知書により、当該団体に通知するものとする。

(活動計画等の報告)

第4条 法第260条の49第10項の規定によりひろしまLMOに対し報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 活動計画
- (2) 活動実績
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項の報告は、毎年度（活動開始の初年度を除く。次項において同じ。）7月31日までに、所定の報告書に当該報告をする年度の所定の事業計画書及び収支予算書を添付してしなければならない。

3 第1項第2号に掲げる事項の報告は、毎年度7月31日までに、所定の報告書に前年度の所定の事業報告書及び収支決算書を添付してしなければならない。

(指定の取消し)

第5条 市長は、法第260条の49第12項の規定により指定を取り消したときは、その旨を所定の通知書により、当該団体に通知するものとする。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

解説

第1条（趣旨）

本規則が条例の規定に基づき、地方自治法第260条の49の規定及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであることを規定しています。

第2条（条例第3条第3項第2号の規則で定める団体）

条例において、ひろしまLMOの指定要件の1つに「規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること」という要件を設けており、この要件の対象となる「自主防災会」や「防犯組合」などの12の地縁団体を規定しています。

第3条（申請等）

申請に係る添付書類や変更等の届出について規定しています。

第4条（活動計画等の報告）

法に基づく報告徴収として、ひろしまLMOは毎年度活動計画及び実績を本市に報告しなければならないことを規定しています。

第5条（指定の取消し）

法に基づく指定の取消しに関する手続きを規定しています。

第6条（委任規定）

本規則で定めるもの以外で、条例の施行に必要な事項は、市長が定めることを規定しています。

